

中部運輸局自動車交通部

令和7年3月28日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当

加藤、浅沼 TEL 0776-34-1602

貸切バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：三国交通 株式会社（代表取締役 西 市太夫）

住所：福井県坂井市三国町米納津46号54番地

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年3月28日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 330日車

（1両×48日間、6両×47日間）

②文書警告

③文書勧告

3. 監査端緒

法令違反が疑われる継続的な監視が必要な事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 運賃・料金の収受が不適切であった。

（道路運送法第9条の2第1項）

(2) 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。

（道路運送法第20条）

- (3) 運送引受書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- (4) 運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)
- (5) 点呼の記録を保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
- (8) 運行指示書を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (9) 事業用自動車内に事業者の名称を表示していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第1項)
- (10) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- (11) 事業用自動車の定期点検整備記録簿について、記載していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- (12) 運行管理補助者の選任の届出をしていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
- (13) 書類を適切に管理していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)
- (14) 届出を行わず乗務員の休憩又は睡眠のための施設を位置変更していた。
(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 33点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 33点